

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年3月までの期間、48年10月から50年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続は、結婚後に元夫がA市で行い、保険料は私や元夫が夫婦二人分を一緒に納付していた。領収書は紛失したが、元夫の分は納付済みになっているのに、私の分だけ未納扱いになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付実施期間中である昭和50年12月ごろに払い出されているとともに、申立人は、申立期間②直後の51年4月から国民年金保険料の未納期間が無い上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も50年12月26日に特例納付を行っていることを踏まえると、申立人についても、申立期間①のうち、50年12月の払出時点に特例納付及び過年度納付が可能であった47年11月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間に係る保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みになっており、一緒に納付したとする元夫の当該期間は納付済みであることから、申立人は申立期間②の保険料を納付していたものと考えることが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、前

述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 50 年 12 月の時点では、当該期間は特例納付の対象期間ではないことに加え、この時点では、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であるなど、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 48 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち昭和 39 年 9 月 4 日から 40 年 9 月 4 日までについて、事業主は、申立人が 40 年 9 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 9 月から 40 年 6 月までは 1 万円、40 年 7 月及び同年 8 月は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 4 日から 41 年 9 月 4 日まで
② 昭和 42 年 5 月 10 日から同年 7 月 5 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から 41 年 9 月まで継続して A 社に正社員として勤務し、また 42 年 5 月から同年 7 月まで B 社に正社員として勤務していたが、申立期間について年金事務所が保有する厚生年金保険の加入記録と異なっていた。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 39 年 9 月 4 日から 40 年 9 月 4 日までについては、同僚の供述等により、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間①について、A 社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 39 年 9 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、40 年 7 月 1 日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが確認できる。

年金事務所は、この記載に関して、「標準報酬月額の随時改定時期からみて、昭和 39 年 9 月 4 日の資格喪失はありえず、回転日付印を誤って押したものである。」と説明し、資格喪失日は昭和 40 年 9 月 4 日の誤りであることを

認めている。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和40年9月4日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立人の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、昭和39年9月から40年6月までは1万円、40年7月及び同年8月は1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和40年9月4日以降の期間については、当該期間も申立人は勤務していたと証言する同僚がいるものの、申立人の事業所名の記録が無い雇用保険の加入期間は、A社での厚生年金保険被保険者期間（訂正後の喪失日）とほぼ一致している。

また、A社は、平成元年12月3日に解散しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認する資料は無い。

このほか申立人の当該期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和40年9月4日から41年9月4日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録により、B社C営業所に勤務していたことが確認できる同僚5人は、「申立期間当時にはC営業所の内部事務は、申立人と異なる事務員が1人で担当していた。」と証言している上、昭和41年12月から45年までC営業所に勤務した同僚及び42年1月から53年5月まで勤務した同僚は、「申立人とは一緒に勤務していない。」と証言し、また、40年から42年9月までC営業所に勤務した同僚は、「申立人は41年に2か月程度内部事務に勤務し、申立人の退職後すぐに別の事務員が勤務した。」と証言しており、オンライン記録から、その事務員が、申立人の資格喪失日である41年7月5日に資格取得していることが確認できる。

また、B社における申立人の雇用保険と、オンライン記録による厚生年金保険の加入期間は、共に昭和41年5月10日から同年7月5日までと記録されている。

さらに、B社は、平成15年9月1日に解散しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認する資料は無い。

このほか申立人の申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 2 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の両親や私自身が毎月集金人に納付しており、当時の保険料の徴収カードがあるので、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から 50 年 1 月までの期間については、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、国民年金保険料を納付しているので還付を、50 年 2 月から 51 年 2 月までの期間については、未加入となっているので納付記録の訂正をそれぞれしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金保険料の納付徴収カード 3 枚は、すべて昭和 48 年度から 52 年度までの保険料を徴収するためのものであって、同カードはいずれも昭和 48、49、50、51 及び 52 年度の順に徴収欄が印刷されている。このうち 1 枚は集金人が当該年度の数字をスタンプで訂正し、53 年度から 57 年度までの徴収カードとして使用しているが、残りの 2 枚の徴収カードは年度の数字が訂正されていない。この 2 枚のカードのうち申立人が申立期間について集金人による集金が行われたと主張する根拠となっている 48 年度から 50 年度までの期間に集金人の印鑑が押されている 1 枚は、A 市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿やオンライン記録等の関連資料、周辺事情から見ると、集金人が 48 年度から 52 年度までの徴収カードの年度の数字を訂正せずに、申立人の両親又は申立人から受領した 58 年度から 60 年度までの国民年金保険料の徴収カードとして使用していたものと推認される。

また、申立人は結婚後、夫の両親又は申立人自身が申立期間の国民年金保険料を集金人に毎月納付したと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手

帳にも国民年金資格取得日として同年3月8日と記載されているとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人は任意加入被保険者であることから、申立期間はさかのぼって納付することができない期間である上、A市は、申立期間当時、過年度分の保険料については集金人による徴収は行っていないと回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の国民年金加入手続及び納付状況に係る申立人の記憶はあいまいであることなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から11年3月まで

申立期間当時、A市の臨時職員をしていて、厚生年金保険と国民年金とに交互に加入しており、国民年金に加入するごとに役場職員が納付書を持って自宅に集金に来ていた。両親がその都度国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金に切り替わるごとに役場職員が集金に来ていたので申立人の両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していたB町の記録及びオンラインの記録では、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続が行われた形跡は無い上、平成12年2月21日に、申立人に対して、未加入期間国民年金適用勧奨の通知が行われたことが確認できることから、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親は、申立期間中の平成10年8月から11年6月まで母親自身の国民年金保険料を納付しているが、申立人の保険料を母親自身の保険料と一緒に納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 4 月まで

最初、国民年金保険料を納付していなかったところ、A 町（現在は、B 町）役場から何回も電話があったので保険料を持って行って納付した。その後何度か役場に持って行って納付したのに申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 町役場に持って行って納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 9 月 12 日から同年 10 月 4 日までの間に C 町で払い出されており、申立期間直後の 61 年 10 月から 62 年 1 月までの期間を過年度納付していることが確認できるなど、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかった期間であると考えられる。

また、申立期間当時居住していた A 町では、申立人に係る国民年金の加入記録は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の資格取得日は申立人が所持する国民年金手帳に記載された日付が昭和 61 年 9 月 7 日であることが確認できるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年3月1日まで
② 昭和29年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社B営業所の所長から面接を受け、B営業所に勤務した。その後、同社C支店、B営業所と転勤し、A社が破産するまで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、複数の同僚の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたと主張するA社B営業所は、オンライン記録によれば、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、その上部機関であったと申立人が主張するA社C支店は、オンライン記録によれば、昭和27年8月1日から29年1月1日まで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このため、申立期間①のうち昭和27年4月1日から同年8月1日までの期間及び申立期間②については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社C支店における厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間①のうち、昭和27年8月1日から28年3月1日までの期間については、申立人がA社B営業所で同時期に勤務したと主張する所長も、申立人と同様、28年3月1日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人よりも遅く入社し、当時、同社B営業所に勤務していた複数の同僚全

員も同年5月1日以降に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間のすべてについて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無く、A社C支店の支店長は既に死亡しており、申立期間当時に同社B営業所に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所であった昭和27年8月1日から29年1月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、既に申立人に係る確認済みの厚生年金保険の被保険者期間以外には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで
私は、申立期間にA社B支店に販売員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部についてA社B支店に勤務していたことは、A社本社が保管する源泉徴収簿により確認できる。

しかし、源泉徴収簿によると、申立人は申立期間の給与から社会保険料を控除されていないことが確認できる上、A社は、申立人は委任契約販売員であり、委任契約販売員は当時厚生年金保険に加入させておらず、昭和44年から62年までの期間は委任契約販売員で厚生年金保険の加入者はいなかったと回答している。

また、A社B支店の当時の事務担当者及びC健康保険組合も、申立人は委任契約販売員だったため厚生年金保険の適用がなかった旨回答している。

さらに、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できない上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
② 平成 6 年 4 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

昭和 60 年 5 月 27 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、後に役員となり平成 5 年 6 月 1 日まで勤務した。また、6 年 4 月 1 日に C 社に常勤の監査役で入社し、9 年 4 月 21 日まで勤務した。それぞれの会社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、実際の給料の額と年金記録の標準報酬月額に相違があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社は、「申立期間当時の社会保険関係の書類は保管されていない。」と回答しており、申立期間当時の同社の元社長は、「申立人に係る当時の厚生年金保険料の納付額については不明であるが、役員報酬については、その時点の決算内容を考慮して決定していた。」と回答している上、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人と同時期に B 社の取締役であった複数の同僚は、「当時の役員報酬は実際には社長が決定していた。」と証言している。

なお、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点はみられない。

申立期間②について、C 社は、「申立期間当時の社会保険関係の書類は保管されておらず、当時の事務担当者も在籍していないため保険料の納付額については不明である。」と回答している上、申立人が、その主張する標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

なお、オンライン記録により、申立人のC社における平成6年4月1日の標準報酬月額に係る記録が、同年6月29日に50万円から36万円に訂正されていることが確認できるものの、申立人と同時期に役員であったC社の複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額についても、申立人と同様に推移していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。